

京都市告示第169号

令和2年4月28日京都市告示第90号（区役所及び事業所の開庁時間）を次のように改めます。

令和2年6月12日

京都市長 門川大作

区役所及び事業所の開庁時間は、業務の特殊性により別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

開庁時間

- (1) 区役所 午前9時から午後4時30分まで
- (2) 事業所 午前8時30分から午後5時まで

附 則

この告示は、令和2年6月19日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)